

子ども・子育て支援新制度の概要(資料2)の構成

P1	子ども・子育て支援新制度のポイント
P2	子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント
P3	同上
P4	子ども・子育て支援法 ～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～
P5	施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分
P6	本制度における行政が関与した利用手続
P7	子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢
P8	地域型保育事業について
P9	地域子ども・子育て支援事業の概要について
P10	同上
P11	市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①
P12	市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②
P13	保育の必要性の認定について①
P14	保育の必要性の認定について②
P15	保育の必要性の認定について③
P16	共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する場合の支給認定等

P17	新制度における保育を必要とする場合の利用手続(イメージ)
P18	教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続
P19	確認制度について①
P20	確認制度について②(運営基準)
P21	確認制度について③(情報公表)
P22	地域型保育事業の認可基準について(小規模保育事業)
P23	家庭的保育事業等の認可基準について(家庭的保育事業等)
P24	放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要(平成25年12月25日)
P25	公定価格について
P26	施設型給付の構造
P27	教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造(公定価格及び利用者負担)
P28	利用者負担に関する論点について
P29	教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ
P30	保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担のイメージ
P31	保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の利用者負担のイメージ

現行制度と子ども・子育て支援新制度の比較

現行制度	新制度 (H27 年度予定)
<p><認可施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型 【私学助成】 【運営費】 ・ 幼稚園型 【私学助成】 ・ 保育所型 【運営費】 ・ 地方裁量型 【補助なし】 ■ 幼稚園 【私学助成】 ■ 保育所 【運営費】 	<p><教育・保育施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型 ・ 幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型 ■ 幼稚園 ■ 保育所 **委託費** <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">施設型給付の対象となる</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><地域型保育施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ■ 小規模保育 定員6人～19人 ▶ ▲ 家庭的保育 定員5人以下 ▶ ■ 事業所内保育 (従業員枠+地域枠) ■ 居宅訪問型保育 <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">地域型保育給付の対象となる</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園 (新制度に移行しないことを選択した幼稚園) ⇒ 現行の私学助成のまま)
<p><認可外施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認可外保育施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般(不特定の児童受入れ) ・ 事業所内保育施設 	<p><認可外施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認可外保育施設 (新制度に移行しないことを選択した認可外保育施設) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般(不特定の児童受入れ) ・ 事業所内保育施設
<p>新制度<地域子ども・子育て支援事業>のうち、現在実施している事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑦ ファミリー・サポーター事業(子育て援助活動支援事業) ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 延長保育事業 ⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 	<p><地域子ども・子育て支援事業></p> <p>新規①利用者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤ 養育支援訪問事業 ⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) ⑦ ファミリー・サポーター事業(子育て援助活動支援事業) ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 延長保育事業 ⑩ 病児・病後児保育事業 ⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) <p>新規⑫ 実費徴収に係る補足給付事業</p> <p>新規⑬ 多様な主体の新制度への参入促進事業</p>